

第三期子ども・子育て支援事業計画概要

はじめに、第二期子ども・子育て支援事業計画は、「地域子ども・子育て支援事業」として『12事業』の実施について定めております。

実施事業としては・・・・・・

- ①利用者支援に関する事業 ②保育園の延長保育事業 ③放課後児童クラブ
- ④子育て短期支援事業 ⑤乳児家庭全戸訪問事業 ⑥養育支援訪問事業
- ⑦地域子育て支援拠点事業 ⑧町立幼稚園での一時預かり事業
- ⑨病児・病後児保育事業 ⑩ファミリー・サポート・センター事業(未実施)
- ⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

以上の事業について、聖籠町の最上位計画である「聖籠町総合計画」に基づき必要に応じて計画を見直すことを定めています。

第三期計画では、前期計画を基本とし、更にこれから実施するニーズ調査の結果及び国のこども大綱(現時点では未策定)で定める『子どもの貧困対策事業』並びに『子ども・若者育成支援対策事業』等を含め総合的な審議を実施していたいたうえで、令和7年4月1日から5年間の計画を策定していただきます。

子ども・子育て会議は、これまで同様に計画の推進体制としての役割を担い、子育て支援施策の実施状況を調査・審議を行い計画の点検・評価・見直しのうえ、必要に応じて計画の修正も行っていただきます。

概要版

第二期
聖籠町子ども・子育て
支援事業計画

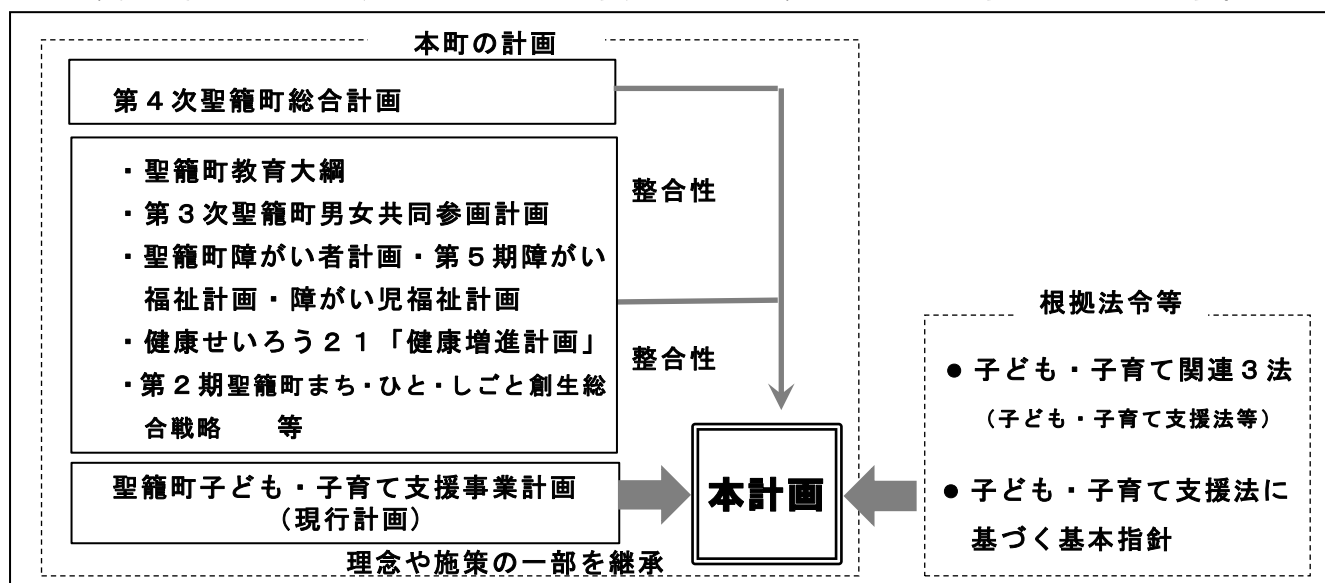
【令和２年度～令和６年度】

令和２年３月
新潟県 聖籠町

1. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援施策に関わる総合的な指針となるとともに第4次聖籠町総合計画をはじめ、既存の計画との整合を図りながら推進します。

なお、本町の最上位計画となる聖籠町総合計画は、第5次計画の策定を令和2年度に控えており、それにより必要に応じて本計画を見直すこととします。



2. 計画の概要

● 基本理念

子ども のびのび、
親 いきいき
安心のまちづくりをめざして

● 基本目標

- ① 子育て家庭をサポート
- ② 仕事と子育ての両立をサポート
- ③ 子どもにやさしい地域環境づくり
- ④ 豊かな人間性と社会性を育む
- ⑤ 子育て活動への支援体制の充実
- ⑥ 町民の子育てへの関心を高めるための活動

● 基本体系

基本理念

基本目標

主要施策

子どもの
のびのび、
親
いきいき
安心のまちづくりをめざして

(1) 子育て家庭を サポート

- ①切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- ②子育てにかかる負担軽減策
- ③在宅保育者の子育て支援体制
- ④障がいのある子どもと親への支援
- ⑤ひとり親家庭の養育支援
- ⑥子育て等に関する相談情報提供体制と家庭教育の支援
- ⑦児童虐待への対応
- ⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に向けたシステムの構築

(2) 仕事と子育ての 両立をサポート

- ①保育園・幼稚園における多様な保育サービス等の充実
- ②就学後の保育サービス
- ③障がいのある子どもを持つ保護者への支援
- ④職場環境の改善に向けた広報活動の推進

(3) 子どもにやさしい 地域環境づくり

- ①ゆとりある住環境の整備
- ②子どもの遊び場等の確保
- ③通学路等の安全確保
- ④子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

(4) 豊かな人間性と 社会性を育成

- ①就学前教育・保育の推進
- ②学校教育の推進
- ③家庭教育の推進
- ④学童期・思春期からの成人期に向けた保健対策
- ⑤地域交流活動の推進
- ⑥社会参加意識の向上

(5) 子育て活動への 支援体制の充実

- 情報の一元化・ネットワーク機能の充実した体制づくり

(6) 町民の子育て への関心を高 めるための活 動

- ①子どもの人権に関する広報活動の実施
- ②子育てに関する関心を高めるための活動

● 提供体制

教育・保育事業	本町は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設」による確保の内容及び実施時期を（確保方策）を設定します。 ○保育の必要性の認定区分・年齢区分 （子ども子育て支援法に規定する認定・年齢区分） 3～5歳 保育の必要性あり （19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定） 0～2歳 保育の必要性あり （19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援に関する事業（利用者支援） ② 延長保育事業(保育園) ③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ④ 子育て短期支援事業 ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑥ 養育支援訪問事業 ⑦ 地域子育て支援拠点事業 ⑧ 一時預かり事業 ⑨ 病児・病後児保育事業 ⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑫ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【地域子ども・子育て支援事業】

「子ども・子育て支援法」では、記載の12事業を実施することが定められています。

本町の子ども・子育て家庭の実情（町民ニーズ）に応じて実施します。

【教育・保育提供区域の設定】

「子ども・子育て支援法」では、市町村の子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育給付並びに地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み（推計ニーズ量）」や「確保の内容（確保方策）」を定めることとしています。

現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、本町の提供区域は全区域を1区域として設定します。

【地域子ども・子育て支援事業】

①利用者支援に関する事業（利用者支援）

支援の利用状況等によりニーズを把握し、状況に応じて町の実情に沿った事業形態等を検討します。

②延長保育事業(保育園)

平成 27 年度からの公立保育園の民営化により、延長保育時間の繰り上げ（午前 7 時 30 分から午前 7 時へ）になりました。保護者の就労時間やその他の状況、保育時間のニーズを考慮し、保育時間帯及び適切と考えられる目標事業量を設定して、ニーズに対応し、今後も働く家庭への保育サービスの向上に努めます。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校就学前の子どもに係る保育との連続性を重視して、保護者のニーズに対応した適切な目標事業量を設定します。

施設に関しては平成 26 年度に蓮野小学校区内、平成 27 年度に山倉小学校敷地内、平成 28 年度に亀代小学校敷地内に放課後児童クラブが完成しています。

また、令和 4 年度以降に施設数を増やす、または、既存施設の増築を検討します。

④子育て短期支援事業

現在、子育て短期支援事業は行っておりません。今後は、ニーズ等の動向に留意し、必要に応じて他の子育て支援事業等との調整を図りながら検討を行います。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

現在、新生児・2 か月児・転入児のいる家庭へ保健師が訪問を実施しています。訪問時の子育て支援の情報提供や育児等に対する不安などの相談やケア等の充実を図り、子ども及び保護者への適切な支援提供に努めます。

⑥養育支援訪問事業

保健師や子どもソーシャルワーカーによる家庭訪問を通して支援が必要な家庭（要支援児童及び特定妊婦、要保護児童の家庭を含む）の把握に努めます。また、関係機関との連携の強化を図り、訪問時の様子や地域からの情報等により柔軟に対応していきます。

⑦地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター〔すくすくサロンさくらんぼ〕（聖籠こども園内）において各種の事業を実施しています。

今後も他団体と連携し、交流事業・育児相談・情報提供等の支援の充実を図ります。

⑧一時預かり事業

子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査による利用希望量を勘案し、その他の子育て援助活動支援事業等による対応を考慮して、適切な目標事業量を設定していきます。

引き続き、サービスの内容、利用相談についての情報提供を図り、サービス提供の推進に努めます。

また、町立幼稚園での早朝保育開始時刻は、保護者の利便性の向上を図るため、新たな子育てのシステムを構築するまで暫定的に保育園の開始時刻と統一します。

⑨病児・病後児保育事業

子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査による利用希望量を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

平成 28 年開業の「新潟聖籠病院」内に病児病後児の保育施設が開設されました。町民が使いやすい施設になるように要望を申し入れ、保護者のニーズの高かった小児医療の支援サービスの充実を図ります。

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

現在、本町ではファミリー・サポート・センター事業は未実施です。子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査でも利用希望率は低くなっています。今後は、他の事業による対応の可能性を考慮して、ニーズ動向に留意しながら検討していきます。

⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業

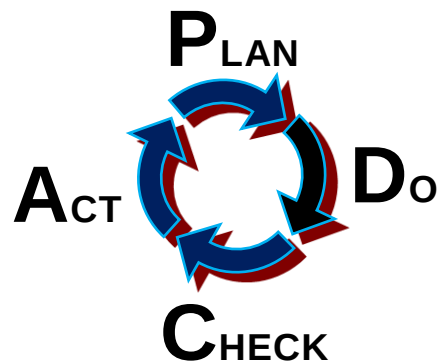
町の実情を踏まえ、今後国の示す具体的内容に沿って検討、対応していきます。

⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

町の実情を踏まえ、ニーズ等の動向に留意しながら検討していきます。

● 本計画の推進体制

「聖籠町子ども・子育て会議」において、子育て支援施策の実施状況を調査・審議するなどPDCAサイクルによる継続的改善の考え方にに基づき、本計画の点検・評価・見直しを行います。



聖籠町教育委員会 子ども教育課

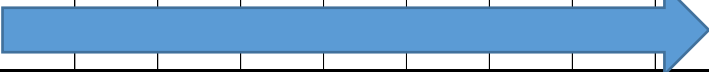
〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4

電話 0254-27-2111（代表）

URL <http://www.town.seiro.niigata.jp>

事業計画策定スケジュール予定表

資料 No2

内 容	令和5年度												令和6年度												令和7年度
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
会議開催							①		②		③				①		②			③			④		
																			※次期任期の継続確認						
子ども・子育て支援事業計画書													計画案作成						計画案最終版			県協議		配布	第三期計画開始(R7年度～R11年度)
																									
契約関連																									
	ニーズ調査事業者選定・契約												次期計画策定業務委託契約												

ニーズ調査実施概要

1 調査対象

- ① 小学校 4 年生から 0 歳児まで(0 歳児の抽出基準日は R5. 9. 30 とする)
(第二期計画策定に係る調査と同条件)
(生年月日:平成 25 年 4 月 2 日から令和 5 年 9 月 30 日までの児童)
- ② 対象児童数
1,243 名(内、就学児童 588 名、就学前児童 655 名)
- ③ 対象世帯数
797 世帯

2 実施方法

- ① 1 世帯 1 児童を調査対象とする
- ② 1 世帯に複数の児童が居る場合は、一番末の児童を調査対象とする

3 アンケートの配布・回収方法

- ① 町立小学校・幼稚園、町内 4 認定こども園に在籍する児童
・学校、園を通じて配布・回収
- ② 町立小学校・幼稚園、町内 4 認定こども園に在籍していない児童
・郵送による配布・回収(回収時返送先は聖籠町役場子ども教育課とする)

4 回収率

80%を見込む

5 アンケート用紙の配布時期

令和 5 年 12 月から令和 6 年 1 月初旬の予定

6 集計結果のまとめ時期

令和 6 年 2 月から 3 月初旬の予定